

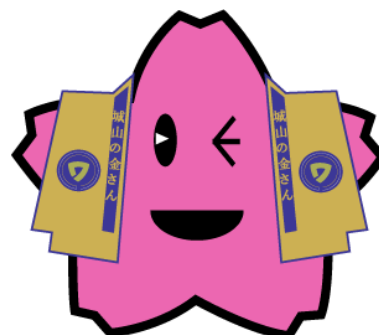
涌谷町放課後児童クラブ利用のご案内 (令和8年4月～令和9年3月)

I. 放課後児童クラブ概要

1. 放課後児童クラブとは
2. 利用要件
3. 開設場所及び児童在籍小学校名
4. 開所期間及び開所時間
5. 休所日
6. 利用料等について
7. 利用料の減免について
8. 災害時等の緊急対応について

II. 申請について

1. (当初入所)令和8年4月1日から利用希望の場合
2. (年度途中入所)令和8年4月以降に利用申請をする場合
3. 利用変更等の届出について



I. 放課後児童クラブ概要

1 放課後児童クラブとは

● 目 的

涌谷町内に居住する保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、保護者並びに学校、地域等との連携を深めながら、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるような児童の健全育成を図ることを目的とする。

● 目 標

- (1) 子どもを事故から守り、のびのびとした児童クラブ生活を通して、自主性、自立性を養う。
- (2) 決まりを守り、互いに協力する社会性を養う。
- (3) 友達とのふれあいを大切に、豊かな情操と創造性を養うと共に、良い友達づくりを助長する。

2 利用要件

次の(1)～(3)の全てに当てはまる方が対象です。

- (1) 町内の小学校に在籍している1年生～6年生までの児童で、原則、次の①～③を全て満たすこと。

- ① 集団生活を送ることができる児童。
- ② 食事や排泄など、身辺自立ができている児童。
- ③ 意思疎通を図ることができる児童。

※ 集団生活で配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

※ 入所後に支援員の先生方との面談期間を設けています。児童クラブで過ごす中での心配や不安なこと、その他お話ししたいことがあれば支援員へお気軽にお声がけください。

- (2) 保護者・同居している祖父母の就労(自営業・農業含む)により、留守家庭となる場合。
- (3) 保護者・同居している祖父母の疾病等の理由により、保育ができない場合。

入所理由	保護者の状況	入所可能期間	添付書類
就労 (自営業・農業含む)	就労をしている	就労している期間	就労証明書
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間	就学が証明できるもの
疾病・障がい	病気やけが、または精神や身体に障がいがある	療養を必要としなくなるまで	診断書 障がい者手帳の写し等
出産	出産前後の休養が必要である ※育児休業中は利用できません	産前：出産予定日から遡って6週間前に該当する月の初日から入所可能 産後：出産日から8週間を経過した月の末日まで入所可能	—
就職活動中	就職活動を継続的に行っている	就職活動期間(原則3か月) (この期間に就労し、就労証明書の提出がない場合は退所となります)	
親族の介護、看護	親族の介護または看護を継続的に行っている	介護または看護を必要としなくなるまで	介護保険証の写し 親族の看護期間や療養期間のわかるもの等

- (4) 保護者が放課後児童クラブ利用料を滞納していないこと。
(きょうだいの利用による滞納も含む。)

【 留意事項 】

- ・ 定員の関係で、月将館小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。
- ・ 長期休業中のみ利用を希望する場合は、月将館小学校・簗岳白山小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。
- ・ 放課後児童クラブはクラブでの生活を通して児童を育成する制度のため、一時的な期間のみの利用はできません。

3 開設場所及び児童在籍小学校名

児童クラブ名	定員	住所	電話番号	利用可能な児童
わくわくスマイル児童クラブ	160人	涌谷町字刈萱町11番地	☎0229-25-3017	涌谷第一小学校 (月将館小学校)
杉の子児童クラブ	33人	涌谷町涌谷字小人町1番地	☎0229-43-5589	月将館小学校
小里簗岳児童クラブ	32人	涌谷町太田字台78番地2	☎0229-45-3112	簗岳白山小学校

4 開所期間及び開所時間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※ 年度ごとに申請手続きが必要です。(10月頃に次年度入所募集の案内をします。)

利用形態	開所日	開所時間
●常時利用	平日	下校時 ～ 午後7時00分
●月10日未満利用	土曜日	午前7時30分 ～ 午後7時00分
●長期休業期間 (学年始・夏季・秋季・冬季・学年末)	平日	
●学校行事・振替休業日・学校休業の土曜保育	土曜日	

※ 土曜保育の日はわくわくスマイル児童クラブでの合同保育となる場合があります。

5 休所日

- 日曜日、祝祭日、年末年始の休暇期間は休所日です。
- 感染症や災害発生時等に学校が休校となった場合や学級閉鎖・学年閉鎖等で学校が休みとなった場合、児童クラブもお休みとなることがあります。ご協力をお願いします。

6 利用料等について

(1) 児童クラブ利用料

利用形態		利用料
①	常時利用の場合(長期休業期間を含む)	月額3,000円
②	月10日未満利用の場合(長期休業期間は除く)	月額1,500円
③	月10日未満利用＋長期休業期間利用を併用する場合	月額1,500円＋下記加算
	(1)学年始休業期間	4月利用料に＋1,000円
	(2)夏季・秋季休業期間	8月利用料に＋5,000円
	(3)冬季休業期間	1月利用料に＋1,000円
	(4)学年末休業期間	3月利用料に＋1,000円

※ 日割による精算はありません。

※ 延長利用、一時預かり利用等はありません。

※ 利用料は毎月納付で、原則口座振替をお願いしています。

※ 利用料滞納が確認された場合は、利用中止となることもありますのでご注意ください。

(2) 児童クラブ費:月額 2,000円(内訳:おやつ代等)

① 常時利用の場合 : 月額2,000円

② 月10日未満利用の場合 : 月額1,000円

③ 長期休業期間に利用する場合 (月10日未満利用と併用の方は②+③)

・ 学年始・冬季・学年末 : 各500円

・ 夏季休業(秋季休業日を含む) : 1,500円

※ 同時に利用している児童がいる場合でも料金の減免はありません。

※ 月の途中で退所した場合、日割りの返金・精算はしません。

※ 保護者が児童クラブに直接支払います。(児童クラブで集金袋を配布)

7 利用料の減免について

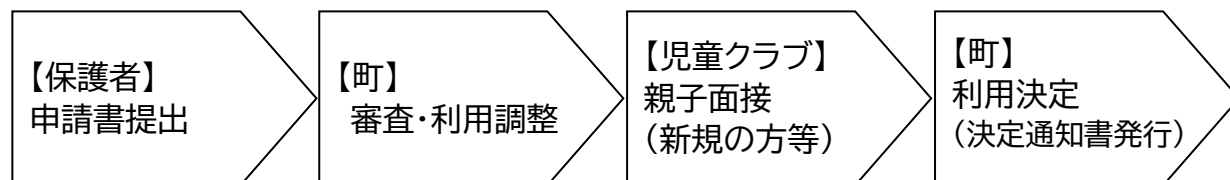
減免理由	減免後利用料	減免の期間
きょうだいで同時に2人以上利用する場合 (常時利用の場合のみ。)	2人目以降 月額1,500円	減免申請書が 提出された月から 利用決定期間の範囲内
利用休止届を提出した場合(常時利用の場合のみ。)	月額1,500円	
生活保護を受けている場合	0円	
町民税非課税世帯となる場合	0円	
保護者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に よる支援給付を受ける場合	0円	
災害により利用料納入が 困難となる場合(半壊以上)	0円	

※ 町民税非課税世帯に該当し減免申請書を提出いただいた場合、年度当初は令和7年度の課税状況で判定します。令和7年度は課税であり、令和8年度に非課税世帯として減免の該当になる場合は、6月中旬以降に減免申請書を提出してください。(減免決定された月の翌月の利用料から減免対象。)

8 災害時等の緊急対応について

- 災害発生時は原則として各児童クラブで迎えを待つこととします。
- 学校にいる時間帯にお迎えを必要とする災害が発生し、長時間の避難が必要となった場合は、各小学校の防災マニュアルに準じて対応します。

Ⅱ. 申請について



1 令和8年4月1日から利用希望の場合(当初入所)

	期間・日時	場所	
		新入所児童	在所児童
配布	令和7年9月16日(火)～令和7年9月26日(金)	子育て支援課	所属する児童クラブ
提出	令和7年10月1日(水)～令和7年10月17日(金)	子育て支援課	所属する児童クラブ
新入所 面接	令和7年11月15日(土) 午前9時～午後13時 ※ 申請書提出時に子育て支援課で予約。 ① 前半(午前9時00分～午前11時00分) ② 後半(午前11時00分～午前13時00分)	わくわくスマイル 児童クラブ	原則不要

※ 在所児童は書類提出のみとしますが、申請内容によっては面接が必要になる場合があります。
(家庭状況や利用希望内容等に前年度からの変化があり、児童クラブで必要と判断された場合)

(申請書類)

- ① 放課後児童クラブ利用申請書
- ② 家庭生活調査票
- ③ 同意書
- ④ 就労証明書

※保護者・同居している祖父母が就労している場合、全員の提出が必要です。

※就労証明書の在職期間が年度途中で切れる場合、または4月1日以前に切れる場合は
契約期間を更新したあとの就労証明書の提出が必要です。

- ⑤ (該当する場合のみ)

利用要件が就労以外に該当する方は、P2に記載している利用要件が確認できる添付書類

2 令和8年4月以降に利用申請をする場合(年度途中入所)

- 利用申請書類一式を子育て支援課までご提出ください。
- 利用希望日から起算して1か月前までに申請書をご提出ください。利用希望日直前に申請いただいた場合、希望に添えないことがあります。
- 書類の不備や不足がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

(申請書類)

- ① 放課後児童クラブ利用申請書
- ② 家庭生活調査票
- ③ 同意書
- ④ 就労証明書

※保護者・同居している祖父母が就労している場合、全員の提出が必要です。

※就労証明書の在職期間が年度途中で切れる場合、または4月1日以前に切れる場合は契約期間を更新したあとの就労証明書の提出が必要です。

- ⑤ (該当する場合のみ)

利用要件が就労以外に該当する方は、P2に記載している利用要件が確認できる添付書類

- ⑥ (該当する場合のみ)減免申請書

3 利用変更等の届出について

ケース	提出書類	提出先	その他
利用を中止したい	利用中止届出書	子育て支援課または児童クラブ	
利用を休止したい	利用休止届出書	子育て支援課または児童クラブ	やむ負えない理由がある場合に、利用休止ができます。 料金の半額が徴収されます。
利用形態を変更したい	利用変更届出書	子育て支援課または児童クラブ	月の途中で利用形態を変更することはできません。
職場が変わった	利用変更届出書 就労証明書	子育て支援課または児童クラブ	利用変更届出書・就労証明書を揃えて提出してください。
住所が変わった	利用変更届出書	子育て支援課または児童クラブ	
育児休業に入る	利用中止届出書	子育て支援課または児童クラブ	育児休業中は児童クラブの利用はできません。 産後8週の属する月末で退所となります。

※ 休止・中止・変更を希望する月の前月10日までに届出をお願いします。届出が遅れると、口座振替等の都合上、料金が引き落とされる場合がありますのでご了承ください。